

3. 品種登録について

(2) 農業経営者より、消費者の需要に対応した生産が求められている状況にあり、需要に即応するため、新品種の登録までの期間を短縮すべきとの意見がある。このため、現在、3年程度要すると言われる審査期間については、短縮すべきと考えるが見解を伺いたい。

(答)

- 1 出願された新品種について、迅速に審査を行い、知的財産としての権利を早期に確定することが、育成者及び当該品種の利用者の双方にとってきわめて重要であると認識している。品種登録に係る審査期間（出願受理から登録まで）は、願書等の書面審査に加え、実際に栽培して出願品種の特性を調査することが必要（植物新品種保護国際条約第12条）であるため、一定の期間が必要となっている。
- 2 近年、出願件数が急増し、審査期間が長くなる傾向にあったが、審査期間の短縮に向けて、
審査官の増員及び植物の種類ごとの専門化
既存品種に関するデータベースの充実
審査基準の簡略化
等を行ってきており、これらの取組を通じて、平成9年には平均4.1年であった審査期間は、平成18年度の2.9年にまで短縮されてきている。
- 3 農林水産省としては、平均審査期間を平成20年度において、2.5年に短縮することを目指して、今後、
審査官の増員
審査登録業務支援のための総合的な電子システムの構築
欧州植物品種庁との審査協力協定の締結による審査データの相互利用等を進め、
審査の一層の迅速化・効率化に取り組む所存である。
- 4 なお、平成10年の種苗法改正により、出願公表制度が導入され、出願からおおむね3-4ヶ月後に行われる出願公表により、当該種苗の無断利用等に対して、品種登録後に許諾料相当額を補償金として請求できる等の仮保護が発生することとなったところである。